椀商売書上帳

覚

一椀商売仕り候儀は
七十年以前延宝年中
江州日野より旅人共椀荷
物持参仕候、これにより金一両
につき一匁宛の口銭にこれを取り、
私共問屋と申すに罷り成り取次ぎ
仕り、右椀商売致し候店々へ
売渡し来り申し候、それ已後、信州
飯田よりも椀荷物持参致し候
旅人共これ有り候につき、これ又同様に
売買ひ致し相捌き申し候、しかる所に
三十五年以前正徳年中
堅地塗に仕り候椀には店々の

家名相記し仕入れ椀と申すに
仕り候につき、右家名書き記し候
椀の直段相定め申し候節
なお又仲間相改め申し候処
その節は六十軒程御座候
へども近年減少仕り、住吉より
商売仕り候者、その後新規に
仲間入り仕り候者ともに、唯今
にては、四十五軒に罷り成り申し候
右椀商売の儀私共方へ
付け送り申し候荷物、仲間外へは
一円売出し申さず候、当時は、
江州日野より椀荷物持
持参仕らず候、もっとも信州飯田
よりは今もって旅人共

あまた椀荷物持参
仕り候につき、私共儀前々
の通り、口銭これを取り仕入れ椀
ならびに雑椀など右の店々へ
取次ぎ仕り、売渡し申し候
御事に御座候、以上
日野屋　重左衛門
上州屋　市郎左衛門
寛延四年
未三月

覚

一、椀商売仕り候儀は、七十年
以前、延宝年中江州日野より
旅人共椀荷物仕り候
節御当地にて八日町日野屋
重左衛門方馬下り仕り候、これにより
金一両につき一匁宛の口銭
相定め、問屋と申すに仕り、右の椀
売買致し来り申し候、それ已後
信州飯田よりも椀荷物差し
送り候旅人共これ有り候につき、
その節より八日町と上州屋市郎左衛門
方にても、取次ぎ仕り、右両人の者
問屋と申すに罷り成り、同様売買
仕り候、しかる所に三十五年以前

正徳年中、仕入れ椀直段
相究め申し候節、前々より椀
仲間と申し、商売仕来り申し候
者共、都合六十軒御座候
処に、近年減少仕り、四十五軒に
罷り成り申し候、それにつき、新規に仲間
入り相頼み候者御座候ひても、みだりに
入れ申さず候、最寄にてよんどころ無き筋
御座候へば、仲間の者共
相談の上、加入仕り候儀も
御座候、右両問屋共方へ
付け送り申し候椀荷物の儀は、
仲間中打ち寄り直段吟味仕り、
仲間中へ買取り申し候、もっとも仲
間外へはみだりに一切売らせ
申さず候、なお又仲間の者共も、

問屋外へ持参仕り候椀
荷物の儀は、みだりに買取り
申さず候様に相究め罷り仕り候、
唯今にては江州日野より
椀荷物持参仕らず候、もっとも
信州飯田よりは、今もって旅人共
あまた椀荷物持参仕り候
間、前々相定め置き候口銭
にて仕入れ椀ならびに雑椀など
両問屋共方より買取り、私共
商売仕り候御事御座候、以上
寛延四年未三月
佐渡屋　太左衛門
大黒屋　喜右衛門

大黒屋　次郎左衛門
大津屋　五郎右衛門
市河屋　幸右衛門
五文字屋　五左衛門
五文字屋　七郎右衛門
丸屋　又左衛門
上田屋　五郎兵衛
若松屋　平右衛門
大黒屋　源四郎
丸尾　市郎右衛門
衣屋　忠右衛門
若木屋　平兵衛
大黒屋　庄三郎
布袋屋　庄右衛門

田中屋　忠助
鳴海屋　太郎右衛門
二文字屋　幸十郎
和泉屋　清兵衛
大黒屋　長兵衛
広瀬屋　久兵衛
麻屋　平左衛門
江戸屋　徳兵衛
岩井屋　藤右衛門
若松屋　宗七
鳴海屋　平右衛門
布屋　太郎右衛門
布屋　次兵衛
鳴海屋　八右衛門
井筒屋　兵右衛門

井筒屋　庄右衛門
山形屋　十郎右衛門
鳴海屋　太郎兵衛
木曽屋　七兵衛
永楽屋　久兵衛
奈良屋　徳左衛門
成見屋　長兵衛
成見屋　勘左衛門
吉野屋　十左衛門
麻屋　庄右衛門
麻屋　彦右衛門
麻屋　久右衛門
成見屋　磯右衛門
丸屋　宗左衛門
都合四十六人